

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

平成 29 年 7 月 10 日
株式会社ボードルア

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意しない。

【理由】

有償ストック・オプションは、従業員等に対して新株予約権に投資する仕組みを提供することを通じて、将来的に株主と同じ目線を共有することを企図した仕組みである。自社の株式を保有したいと考える従業員等が新株予約権を公正価値相当額で購入するものであり、一度払い込んだ金銭は基本的に払い戻されることはない。また、従業員等は新株予約権の購入により何らかの財産上の利益を受けているということにはならないため、当該制度に報酬としての意図は存在しないと考えるのが適当である。

従来、無償で割り当てられてきたストック・オプション(税制適格ストック・オプション等)は、会社が従業員等の職務執行に期待して「報酬」として付与するという法律構成と会計上の取扱いが整合的に行われてきたと理解している。しかしながら、今般の制度改正の論旨は、現金を取得するときの対価として新株予約権を付与する取引についても、これを「報酬」として取り扱うことを想定しており、有償ストック・オプションが新株予約権を公正価値相当額で購入することを踏まえると「報酬」に該当する経済的な要素が判然としなない。仮に、有償ストック・オプションを会計上報酬として取り扱うのであれば、会

社法上の報酬決議が必要であると考えられ、本公開草案は会社法との整合性を確保しなければならないと考える。この点、有償ストック・オプションの導入事例は多数に上り、その全てが報酬として当該制度を採用していないことが考えられることから、会社法との整合性にかかる論点は再考されることが強く望まれる。

従って、有償ストック・オプションを報酬取引と同一視することを提案する本質問には同意できない。また、同様の理由から質問2乃至4についても同意しない。

質問5(その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【意見】非上場会社の取扱いにおける特例の必要性

有償ストック・オプションは、我が国の成長を牽引する多くのベンチャー企業により採用されてきた制度である。本公開草案の内容が適用された場合、有償ストック・オプションが損益計算に与えるインパクトを踏まえると当該制度のメリットがなくなり、ベンチャー企業にとって有力な資本政策の選択肢を喪失する懸念が考えられる。

一方、ストック・オプション会計基準では非上場会社の特例(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」13項)が認められており、多くのベンチャー企業に当該特例が使われていることから、本公開草案にも当該特例の適用が認められる旨が記載されることを期待したい。

以 上